

市川二中同窓会細則 6

同窓会会員への弔意に関する細則

第1条（目的）

本細則は市川二中同窓会の会員（「同窓会会則」第3章第5条2・3項に該当する者。以下、会員と称する）が死亡した場合の弔意にかかる基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（適用）

会員の死亡後1年以内に通知された場合、会長・副会長（以下、二役と称する）は直ちに協議し、同窓会活動への功労の程度に基づき弔意について決定する。

但し、二役は上記の内容を直近の理事会に報告するものとする。

第3条（訃報の周知）

届出を受けた会員の死亡に関しては、同窓会「会報」及び「同窓会ホームページ」に訃報を掲載する。

第4条（弔意表明の基準）

会員への弔意表明を行なう場合は下記以内の内容とする。

- 1、生花1基
- 2、弔慰金10,000円
- 3、弔電の打電

第5条（会への訃報連絡）

会長及び総務企画委員長への連絡は、訃報連絡を受けた関係者が速やかに行なう。第一連絡者は、通夜・告別式など必要な情報を確認して総務企画委員長に報告する。

第6条（役員間の連絡と調整）

役員間の訃報連絡は、総務企画委員長が速やかに行なう。

第7条（弔問）

同窓会としての弔問は、二役または理事が行なう。

遺族から弔問受付などの要請を受けた場合は、二役が検討し必要な人員を派遣する。

第8条（細則の改廃）

本細則の改廃は、評議委員会の決議による。

（附則）

本細則は2012(H24)年3月25日より施行する。

2022(R4)年3月19日改正（ホームページの追加記載、西暦年号の併記）